

第11回定時株主総会招集ご通知に関するの インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

バリュエンスホールディングス株式会社

「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.valuence.inc/ir/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2022年8月31日現在

| | | |
|---------------------|----------------------------------|---|
| | | 第4回新株予約権 |
| 発 行 決 議 日 | | 2020年11月20日 |
| 新 株 予 約 権 の 数 | | 1,313個 (注) |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | | 普通株式131,300株 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | | 1個につき460,500円 |
| 新株予約権の行使期間 | | 2022年11月21日から2030年11月19日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | | 別記 |
| 役 員 の 保 有 状 況 | 取 締 役 (監査等委員及び社外取締役を除く) | 新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名 |
| | 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) | 新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名 |
| | 取 締 委 員 役 (監 査 等 委 員) | 新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名 |

(注) 当社は2021年8月26日、2022年2月24日及び2022年8月25日開催の取締役会において、付与対象者の退職に伴い当社が無償取得していた自己新株予約権の消却について決議しております。これにより、2022年8月31日時点の新株予約権の数が変動しております。

(別記) 新株予約権の行使条件

- i 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- iii 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- iv 各本新株予約権の一部行使はできない。
- v 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

② 当連結会計年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

| | | | |
|---------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------|
| | | 第5回新株予約権 | |
| 発行決議日 | | 2021年11月25日 | |
| 新株予約権の数 | | 795個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | | 普通株式79,500株（新株予約権1個につき100株） | |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | | 1個につき314,800円 | |
| 新株予約権の行使期間 | | 2023年11月26日から2031年11月24日まで | |
| 新株予約権の行使の条件 | | 別記 | |
| 従業員等の 交付状況 | 当社従業員 (当社役員を除く) | 新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数 | 260個 26,000株 6名 |
| | 当社の完全子会社取締役 | 新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数 | 120個 12,000株 2名 |
| | 当社の完全子会社従業員 | 新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数 | 340個 34,000株 9名 |
| | 当社の関連会社取締役 | 新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数 | 75個 7,500株 3名 |

(別記) 新株予約権の行使条件

- i 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- iii 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- iv 各本新株予約権の一部行使はできない。
- v 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

業務の適正を確保するための体制

当社の社名であるバリュエンスは、価値を示す「Value（バリュー）」、知識や知見を示す「Intelligence（インテリジェンス）」、経験や体験を示す「Experience（エクスペリエンス）」から成る造語です。当社は、この名のとおり、価値を見抜き、または新しく生み出し、私たちに携わるあらゆる方、一人ひとりの人生を変える価値を提供する企業として、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、従業員ひいては社会全体との共栄及び当社の持続的な成長と企業価値の最大化を目指しております。

この実現のために、コーポレートガバナンスの充実・強化に努めていくことが、内部統制システムの適切な構築・運用のために重要な経営課題であるとの認識から、取締役会において内部統制システムの構築に関する基本方針を決定し、同時に関連する社内諸規程を整備しております。

また、構築した内部統制システムが設計したとおりに運用され、成果を挙げているかを検証する仕組みとしては、取締役会によるチェックに加え、当社グループ全体の内部規律統制体制の構築・強化と対外的なリスク対応のための定期的な内部統制システムの見直しを実施しております。

① 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、役職員等の各ステーク・ホルダーに対する社会的責任を果たすため、持続的成長と企業価値の向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、「コンプライアンス規程」を制定し、当社及び子会社の役職員が、法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部監査室が当社及び子会社の内部監査を実施します。また、内部通報制度を含むリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に努めます。
- (2) 使用人に法令・定款等の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規程」、「行動指針」を制定し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持します。
- (3) 使用人が、コンプライアンスに違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、「内部通報に関する規程」を制定し、社内窓口に加え、第三者機関（顧問弁護士）への通報も可能とします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報・文書については、法令、「文書管理規程」、「稟議規程」等の社内諸規程及び関連マニュアルに従い、適切に保存し管理します。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は代表取締役を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理に対する体制、方針等を決定、子会社を含む当社グループのリスク管理体制を評価、必要に応じて改善するとともに、リスク管理部門として法務部がリスク管理活動を統括し、「リスクマネジメント規程」の整備と検証・改正を図ります。
- (2) 大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画（BCP）を策定する等、緊急時の体制を整備します。

④ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督等を行います。また、必要に応じて臨時開催します。
- (2) 執行役員制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化など経営機能に専念し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にします。
- (3) 「取締役会規程」に則り、社外取締役を含めた取締役会で、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。
- (4) 取締役会における取締役等の指名及び報酬等の意思決定プロセスの公正性・透明性・客観性の確保と説明責任を強化するため、任意の指名・報酬委員会を設置し、複数の独立社外取締役をその構成員とします。指名・報酬委員会は、取締役等の指名及び報酬等について審議した結果を取締役に答申します。
- (5) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報の把握に努めます。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループにおけるコンプライアンス方針などを通じて、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行います。

- (2) 当社は、各子会社へ取締役及び監査役を必要に応じて派遣することにより、経営の健全性及び効率性の向上を図ります。子会社の業務遂行に関する管理は、総務部が統括し、子会社は、「関係会社管理規程」に定める承認事項については、当社へ報告し、定期的に業務進捗情報の報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保します。
 - (3) 子会社の事業運営に関する重要な事項については、「関係会社管理規程」に従い、当社の経営執行会議での審議及び取締役会への付議を行います。
 - (4) 管理担当取締役は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行います。
 - (5) 内部監査室は「内部監査規程」に基づき、定期的に当社及び子会社の監査を行います。
- ⑥ **監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- (1) 当社は、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は配置していませんが、監査等委員会が求めた場合には、当該取締役及び使用人を任命、配置することができるものとします。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とします。
 - (3) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとします。また、当該取締役及び使用人の評価については、監査等委員会の意見を聴取します。
- ⑦ **取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制**
- (1) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、また、経営執行会議等の重要会議に出席することができ、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けるものとします。
 - (2) 監査等委員である取締役は、必要に応じて経営企画部及び内部監査室から報告を受けるとします。
 - (3) 取締役及び使用人は、取締役会及び重要な会議に付議する重要事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告します。

(4) 取締役及び使用人は、監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行います。

⑧ **当社の子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

当社の子会社の取締役、監査役等及び使用人は、当社の子会社の経営、業績に著しい影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項を発見した場合には、速やかに当社の監査等委員会に報告するものとします。

また、当社の子会社の取締役、監査役等及び使用人は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行います。

⑨ **監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の定める「内部通報に関する規程」において、通報者に対していかなる不利益も行ってはならない旨を規定しておりますが、前号の監査等委員会への報告についても同様とします。

⑩ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が監査等委員会の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

⑪ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施します。また、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と必要に応じ相互に情報及び意見交換を行うなど連携を強め、監査の実質的向上を図ります。

⑫ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性の観点から、内部統制の4つの目的である業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守及び資産の保全は相互に密接に関連していると認識しております。そのため、経営者は、内部統制システムの制定や内部監査人等の全体監査の報告を通じ、財務報告に係る内部統制の整備、評価を実施し、継続的な改善を図ります。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除します。また、取締役及び使用人は、反社会的勢力に常に注意を払うとともに、事案の発生時には、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に従い、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況について、主な取組は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

当社は、毎月の定時取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令及び定款に定められた事項のほか、経営の基本方針等重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役の業務執行に関し報告を受けております。当事業年度においては取締役会を16回開催いたしました。また、業務執行の迅速化・効率化のため、常勤役員及び各本部長が参加する経営執行会議を原則として毎月2回開催し、事業戦略の決定、進捗状況確認及び各部門の課題共有等を行うとともに、重要事項の指示・伝達を図り、会社全体としての認識の統一を図っております。

② 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、毎月開催される定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告・説明を受け、適宜、意見を表明しております。また、監査等委員会を原則毎月1回開催しており、その他、会計監査人及び内部監査室と必要に応じて相互に情報及び意見交換を行う等連携を強め、監査の実質的向上を図っております。

③ 内部監査の実施について

代表取締役社長直轄の内部監査室が、グループ全社を対象として計画的に内部監査を実施しております。内部監査室にて社内各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて厳正な監査を行い、定期的に代表取締役社長に報告をすることにより、経営の健全化及び効率化に資するとともに、内部統制の強化を図っております。また、監査等委員会及び会計監査人と適宜情報共有を行い、相互連携を図っております。

④ コンプライアンスに対する取組

当社は、コンプライアンス規程を制定し、全役職員に対して周知徹底を図るとともに、年に複数回の社内研修を実施するなど、法令及び社内規程遵守のための取組を継続して実施しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 1,144,576 | 1,180,011 | 4,978,670 | △213,079 | 7,090,178 |
| 会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額 | | | △15,541 | | △15,541 |
| 会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高 | 1,144,576 | 1,180,011 | 4,963,128 | △213,079 | 7,074,636 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 1,758 | 1,758 | | | 3,517 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △329,794 | | △329,794 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 969,129 | | 969,129 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △500,108 | △500,108 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | 74,849 | | 44,947 | 119,797 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | | | — |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 1,758 | 76,607 | 639,335 | △455,160 | 262,540 |
| 当 期 末 残 高 | 1,146,335 | 1,256,619 | 5,602,463 | △668,240 | 7,337,177 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------------|-----------------|---------------------------|---------|-----------|
| | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 25,435 | 25,435 | 154,436 | 7,270,051 |
| 会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額 | | — | | △15,541 |
| 会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高 | 25,435 | 25,435 | 154,436 | 7,254,509 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 新 株 の 発 行 | | — | | 3,517 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | — | | △329,794 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | — | | 969,129 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | — | | △500,108 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | — | | 119,797 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 173,950 | 173,950 | 162,966 | 336,917 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 173,950 | 173,950 | 162,966 | 599,458 |
| 当 期 末 残 高 | 199,386 | 199,386 | 317,403 | 7,853,967 |

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

| | |
|----------|--|
| 連結子会社の数 | 9社 |
| 連結子会社の名称 | バリュエンスジャパン株式会社 バリュエンステクノロジー株式会社 バリュエンスベンチャーズ株式会社 Valuence International Limited Valuence International USA Limited Valuence International Europe S.A.S. Valuence International Singapore Pte Limited Valuence International UK Limited Valuence International Shanghai Co., Ltd. |

当連結会計年度において、連結子会社であったバリュエンスアート&アンティークス株式会社及びバリュエンスリアルエステート株式会社は、バリュエンスジャパン株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

| | |
|--------|-------------|
| 非連結子会社 | 該当事項はありません。 |
|--------|-------------|

2. 持分法の適用に関する事項

| | |
|----------------|-----------|
| 持分法を適用した関連会社の数 | 1社 |
| 持分法適用会社の名称 | 株式会社南葛S C |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Valuence International Shanghai Co., Ltd.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

商品（中古品及び宝石・貴金属）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ デリバティブ取引

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 3～50年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（1年～5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社及び連結子会社では、リユース事業において、ブランド品、貴金属、時計、地金、宝石及び骨董・美術品等の販売を行っております。これらの商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価の金額から、返品を控除した金額で測定しており、商品の返品については、返品に伴う予想返品額の不確実性が高く、予測することが非常に困難であることから、発生し得ると考えられる予想返金額を確率で加重平均した金額（期待値法）による方法を用いて取引価額を算定しております。この結果、返品に係る負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

なお、一部の取引については、代理人業務を担う義務を負っております。当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しており、当社グループが第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(国内販売)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷した時点で収益を認識しております。

(海外販売)

輸出入取引については、インコタームス等で定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で定期的に償却しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、返品されると見込まれる商品の売上高及び売上原価相当額を除いた額を売上高及び売上原価として認識する方法に変更しております。

また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の期首残高が15,541千円減少しております。

また、従来の方法に比べ、当連結会計年度の売上高が195,466千円、売上原価が158,830千円、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が36,635千円それぞれ減少しております。

加えて、返品資産を流動資産その他に19,618千円、返金負債を流動負債その他に25,528千円含めて表示しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は15,541千円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「未収消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

商品の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| 勘 定 科 目 | 当 連 結 会 計 年 度 (千 円) |
|---------------------------|-----------------------|
| 商 品 評 価 損 | 185,548 |
| 商 品 の 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 | 6,329,008 |

(注) 商品評価損は洗替え法による戻入額相殺後の金額であり、売上原価に含まれている金額は75,516千円であります。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

商品の評価については、中古ブランド品・宝石・貴金属といった商品のカテゴリーごとに、一定の評価基準に基づいた簿価の切下げ額の見積り計上をしております。

評価基準については、以下2つの観点から設定しております。

- ・滞留可能性商品について、標準的な販売期間を超えたものは回収可能性をゼロとする。
- ・将来の赤字販売の可能性について、過去の赤字販売率を用いて評価する。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、当社グループの将来収益に影響を及ぼす可能性があります。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、新型コロナウイルス感染症の拡大や将来の不確実な経済情勢等の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、商品の簿価の切下げ額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

追加情報に関する注記

(新型コロナウイルス感染症拡大に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、当連結会計年度以降においても一定期間にわたり継続するものと仮定して、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

連結貸借対照表に関する注記

担保資産及び担保付債務

(1) 担保付資産

| | |
|---------|-----------|
| 建物及び構築物 | 129,662千円 |
| 土地 | 140,544千円 |
| 計 | 270,206千円 |

(2) 担保付債務

| | |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 15,000千円 |
| 長期借入金 | 196,250千円 |
| 計 | 211,250千円 |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 13,335,620株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決 議 | 株 式 の 種 類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基 準 日 | 効力発生日 |
|---------------------|-----------|----------------|------------------|------------|-------------|
| 2021年10月28日 取締役会 | 普通株式 | 329,794 | 25.00 | 2021年8月31日 | 2021年11月10日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配 当 金 の 総 額 (千円) | 1 株 当 た り 配 当 額 (円) | 基 準 日 | 効力発生日 |
|------------------------|---------|-------|---------------------|------------------------|------------|-------------|
| 2022年10月27日 取 締 役 会 | 普 通 株 式 | 利益剰余金 | 321,299 | 25.00 | 2022年8月31日 | 2022年11月10日 |

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 92,660株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、経理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、必要に応じて取引先の信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や貸倒リスクの軽減を図っております。

差入保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

投資有価証券は、非上場であり、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後15年であります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払利息の変動リスクに対応するための取引であります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）について、当社グループは、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、当座貸越枠の設定やコミットメントラインの契約によって手許流動性を維持しており、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------|------------|-----------|--------|
| (1) 差入保証金 | 1,604,581 | 1,603,263 | △1,318 |
| 資産計 | 1,604,581 | 1,603,263 | △1,318 |
| (2) 長期借入金（※3） | 394,530 | 394,530 | － |
| (3) リース債務（※4） | 220,132 | 221,742 | 1,610 |
| 負債計 | 614,662 | 616,272 | 1,610 |
| デリバティブ（※5） | (△3,041) | (△3,041) | － |

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「未収消費税等」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格がない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区 分 | 当 連 結 会 計 年 度 (千 円) |
|-------------|-----------------------|
| 非 上 場 株 式 | 33,263 |
| 関 係 会 社 株 式 | 265,142 |

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。なお、変動金利の借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(※4) 流動負債及び固定負債の合計額であります。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの (金利関連)

| | 種 類 | 契 約 額 等 (千円) | 契 約 額 の う ち 1 年 超 (千円) | 時 価 (千円) | 評 価 損 益 (千円) |
|----------------------|--------------------------------------|-----------------|------------------------------|-------------|-----------------|
| 市 場 取 引 以 外 の 取 引 | 金 利 ス ワ ッ プ 取 引 支 払 固 定 ・ 受 取 変 動 | 211,250 | 196,250 | △3,041 | 5,316 |
| | 合 計 | 211,250 | 196,250 | △3,041 | 5,316 |

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

| | 1 年 以 内 (千円) | 1 年 超 5 年 以 内 (千円) | 5 年 超 10 年 以 内 (千円) | 10 年 超 (千円) |
|-------------|-----------------|-----------------------|------------------------|----------------|
| 現 金 及 び 預 金 | 7,807,795 | — | — | — |
| 売 掛 金 | 605,782 | — | — | — |
| 未 収 消 費 税 等 | 1,378,773 | — | — | — |
| 差 入 保 証 金 | 284,707 | 1,036,842 | 283,031 | — |
| 合 計 | 10,077,058 | 1,036,842 | 283,031 | — |

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

| | 1 年 以 内 (千円) | 1 年 超 2 年 以 内 (千円) | 2 年 超 3 年 以 内 (千円) | 3 年 超 4 年 以 内 (千円) | 4 年 超 5 年 以 内 (千円) | 5 年 超 (千円) |
|-----------|-----------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------|
| 短 期 借 入 金 | 11,900,793 | — | — | — | — | — |
| 長 期 借 入 金 | 88,440 | 88,440 | 51,400 | 15,000 | 15,000 | 136,250 |
| リ ー ス 債 務 | 92,732 | 98,007 | 18,161 | 10,366 | 863 | — |
| 合 計 | 12,081,965 | 186,447 | 69,561 | 25,366 | 15,863 | 136,250 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|----------|---------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 金利関連 | | △3,041 | | △3,041 |
| 資産計 | | △3,041 | | △3,041 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------|---------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | | 1,603,263 | | 1,603,263 |
| 資産計 | | 1,603,263 | | 1,603,263 |
| 長期借入金 | | 394,530 | | 394,530 |
| リース債務 | | 221,742 | | 221,742 |
| 負債計 | | 616,272 | | 616,272 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

これらの時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金・リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分 | リユース事業 | 合計 |
|---------------|------------|------------|
| 国内 | 48,544,643 | 48,544,643 |
| 海外 | 14,841,135 | 14,841,135 |
| 顧客との取引から生じる収益 | 63,385,779 | 63,385,779 |
| その他の収益 | — | — |
| 外部顧客への売上高 | 63,385,779 | 63,385,779 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」 「4. 会計方針に関する事項」の「(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|------------|---------|
| 契約負債（期首残高） | 32,975 |
| 契約負債（期末残高） | 218,329 |

契約負債は、主に商品の販売により受け取った前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。なお、契約負債は、顧客に対する商品の販売に伴って履行義務が充足され、収益へと振替えられます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は32,975千円でありませ

(2) 残存履行義務に配分した取引価額

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価額については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価額に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 586円41銭

1 株当たり当期純利益 74円06銭

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は2円35銭減少し、1株当たり当期純利益は1円12銭減少しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|----------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|-----------|---------------------------------|--------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 | その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金 | 利益剰余金 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 1,144,576 | 1,134,574 | 47,656 | 1,182,231 | 2,500 | 4,005,030 | 4,007,530 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | - | | | - |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 1,144,576 | 1,134,574 | 47,656 | 1,182,231 | 2,500 | 4,005,030 | 4,007,530 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 | 1,758 | 1,758 | | 1,758 | | | - |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | - | | △329,794 | △329,794 |
| 当 期 純 利 益 | | | | - | | 910,111 | 910,111 |
| 自己株式の取得 | | | | - | | | - |
| 自己株式の処分 | | | 74,849 | 74,849 | | | - |
| 株主資本変動以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | - | | | - |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 1,758 | 1,758 | 74,849 | 76,607 | - | 580,317 | 580,317 |
| 当 期 末 残 高 | 1,146,335 | 1,136,333 | 122,506 | 1,258,839 | 2,500 | 4,585,347 | 4,587,847 |

| | 株 主 資 本 | | 新株予約権 | 純 資 産 合 計 |
|----------------------------|----------|-------------|---------|--------------|
| | 自己株式 | 株主資本 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △213,079 | 6,121,258 | 154,436 | 6,275,695 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | - | | - |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | △213,079 | 6,121,258 | 154,436 | 6,275,695 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 新 株 の 発 行 | | 3,517 | | 3,517 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △329,794 | | △329,794 |
| 当 期 純 利 益 | | 910,111 | | 910,111 |
| 自己株式の取得 | △500,108 | △500,108 | | △500,108 |
| 自己株式の処分 | 44,947 | 119,797 | | 119,797 |
| 株主資本変動以外の項目の 当期変動額 (純額) | | - | 162,966 | 162,966 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △455,160 | 203,522 | 162,966 | 366,489 |
| 当 期 末 残 高 | △668,240 | 6,324,781 | 317,403 | 6,642,184 |

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価方法及び評価基準

貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社における収益は、主に関係会社からの経営指導料及び受取配当金であります。

経営指導料については、各関係会社との契約に基づき、連結経営及び各関係会社の経営に関する業務を履行する義務を負っております。当該経営指導料にかかる履行義務は、契約期間に応じて収益を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、当事業年度に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| 勘 定 科 目 | 当 事 業 年 度 計 上 額 (千 円) |
|-------------------------------|-------------------------|
| 関 係 会 社 株 式 | 4,568,466 |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | － |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 | － |
| 上 記 に 係 る 貸 倒 引 当 金 | － |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 (△ は 戻 入 額) | △65,795 |

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社は有価証券の減損に関する会計方針を定めており、市場価格がない株式について、純資産持分額を実質価額とし、実質価額が取得原価に比して50%程度以上下回るものの、関係会社等において実行可能で合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠をもって裏付けられる場合には減損処理を行わない方針としております。

また、関係会社貸付金については、財政状態及び経営成績の悪化等により再建の実質価額の減少が認められた場合に、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしております。

この方針のもと、各社の事業年度末における実質価額を確認するとともに、実質価額の回復可能性の検討を行っております。実質価額の回復可能性の検討に際しては、事業計画の実行可能性と合理性を、直近の事業計画の達成状況も考慮して検討することにより減損処理の要否を検討しております。

当事業年度において、前事業年度末に債務超過相当額の貸倒引当金を計上した連結子会社への関係会社短期貸付金について、回収が実現したことに伴い、貸倒引当金を取崩し、貸倒引当金戻入額65,795千円を計上しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、当社グループの将来収益に影響を及ぼす可能性があります。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、新型コロナウイルス感染症の拡大や将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価及び関係会社短期貸付金に対する貸倒引当金の計上に重要な影響を与える可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

債務保証

以下の会社に対し、債務保証を行っております。

| | |
|------------------------------------|-------------------|
| (1) バリュエンスジャパン株式会社 | 1,700,000千円 (借入金) |
| (2) Valuence International Limited | 600,000千円 (借入金) |

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|------------|-----------|
| (1) 短期金銭債権 | 688,117千円 |
| (2) 短期金銭債務 | 410,454千円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|------------|-------------|
| 営業取引による取引高 | 3,890,054千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 7,859千円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式数

| | |
|------|----------|
| 普通株式 | 483,653株 |
|------|----------|

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|----------------|------------|
| 貸倒引当金 | 1,374千円 |
| 賞与引当金 | 8,770千円 |
| 減価償却超過額 | 10,344千円 |
| 資産除去債務 | 55,107千円 |
| 未払事業所税 | 998千円 |
| 未払事業税 | 11,631千円 |
| 関係会社株式評価損 | 205,642千円 |
| 株式報酬費用 | 31,512千円 |
| 分割承継法人株式 | 164,690千円 |
| その他 | 472千円 |
| 繰延税金資産小計 | 490,546千円 |
| 評価性引当額 | △218,146千円 |
| 繰延税金資産合計 | 272,399千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対する除去費用 | 7,601千円 |
| 繰延税金負債合計 | 7,601千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 264,798千円 |

関連当事者との取引に係る注記

子会社及び関係会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|------|--------------------------------------|------------------------|-----------------------|---------|---------------------------|---------------|--------------|
| 子会社 | バリュエンス ジャパン 株式会社 | 所有 直接 100% | 営業上の 取引及び 役員の兼任 | 経営指導料 | 2,820,000 (注1) | 売掛金 | 258,500 |
| | | | | 配当金の受取 | 510,000 | - | - |
| | | | | 出向者人件費等 | 3,484,109 | 未収入金 | 254,423 |
| | | | | 経費の立替 | 914,514 | 立替金 | 92,709 |
| | | | | 資金の借入 | 800,000 (注2) | 関係会社 短期借入金 | 400,000 |
| | | | | 利息の支払 | 2,707 (注2) | 前払費用 | 1,818 |
| | | | | 資金の貸付 | 3,650,000 (注2) (注3) | - | - |
| | | | | 利息の受取 | 3,952 (注2) (注3) | - | - |
| | | | | 資産の譲渡 | 237,716 | - | - |
| 債務保証 | 1,700,000 (注4) | - | - | | | | |
| 子会社 | Valuence International Limited | 所有 直接 100% | 営業上の 取引及び 役員の兼任 | 債務保証 | 600,000 (注4) | - | - |

- (注) 1. 子会社各社の経営指導料についてはグループ運営経費を基に決定しております。また、その他の取引については市場価格等を勘案した一般的取引条件にて、当社と関連を有しない他の当事者との取引と同様に決定しております。
2. 資金の貸付及び借入は市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
3. 2022年6月1日付でバリュエンスジャパン株式会社との吸収合併により消滅したバリュエンスリアルエステート株式会社に対する資金の貸付（150,000千円）及び利息の受取（560千円）が含まれております。
4. 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。取引金額は期末時点の保証残高を記載しております。なお、保証料は受け取っておりません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

| | |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額 | 492円13銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 69円55銭 |